

答申第 333 号

平成 19 年 3 月 22 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 6 月 6 日付けで諮問された免職・停職処分に関わる事故報告書等一部非公開の件(諮問第 339 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

神奈川県教育委員会教職員の免職・停職処分に関わる事故報告書等の非公開部分のうち、別表に掲げる情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、教職員の免職・停職処分に関わる事故報告書等（以下「本件行政文書」という。）を、平成16年12月20日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 報道機関から頼まれた場合等には、処分された教職員の年齢等を通知しているのに、情報公開請求者には非公開とする行為は、県民の知る権利を侵害する決定といわざるを得ない。報道機関（記者クラブ）に対しては特定の情報を与え、情報公開制度では非公開とするのでは、報道機関と県民の得られる情報量の格差を招き、記者クラブに加盟できない個人・団体等に対し著しい不利益を強要することになる。

したがって、過去に報道され、報道記録で検索可能な情報であるにもかかわらず、本件処分で非公開とされた情報（警察署の名称、被処分者年齢等）は、公開すべきである。

イ 本件処分で非公開とされた情報のうち、プライバシー性がないと考えられる項目は、「市町村名」、「教育事務所名、副所長氏名」及び「教育長の氏名及び印」（以下「市町村名等」と総称する。）である。市町村名等を公開しても不祥事のあった市町村が判明するだけで、この内容であれば報道も頻繁に行われている。また、市町村名等は市町村教育委員会に情報公開請求すれば一般に公開されるものである。

したがって、市町村名等は教職員の行為の内容にかかわらず公開されるべきである。

ウ 生徒の人権を侵害するようなわいせつ、体罰等の行為をする教職員が

一人でもいれば、生徒の学校に対する信頼感が著しく低下し、登校拒否や不登校の原因となる。教職員による悪質な不祥事が多発している中で、対症療法的に問題を起こした教職員を懲戒するだけでは、学校という組織に比べて圧倒的に弱い立場の生徒を守れない。毎日のように教職員による人権侵害、不祥事が起きているので、体罰や性犯罪を許さない姿勢が求められる。

被害者の人権が守られた上での話だが、不祥事の再発を防止し、安心して学校で学べる状況をつくるため、性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報公開すべきである。

エ 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、処分基準が推測できる事項を非公開としているが、処分基準は、過去の処分内容が既に公開されており、その内容から推測することができることから、非公開とする理由が不明である。

オ 公の資産を違法に取得した教職員や、高校組織ぐるみで公金を詐取していた教職員の事案があるが、これらの場合、被害者は県であり、生徒のプライバシー等について考慮する必要はなく、加害者のための個人情報保護には全く賛同できない。高校組織ぐるみで公金を詐取していた事案では学校名まで公開されていない。生徒を指導する立場である教職員はこういった行為を行ってはいけないのだから、ある程度の個人情報は公開されて当然である。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件行政文書の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次表のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
県立磯子高等学校教諭が起こした不祥事に係る事故報告について（以下「文書1」という。）	教職員（加害教諭及び被害教諭）の氏名、職員番号及び年齢 けがの内容及び程度並びにそれらが推測される事項 教職員が特定される事項

	<p>教職員の履歴 教職員の権利利益を害する事項 教職員の心境等 教職員の部活動顧問</p>
<p>県立磯子高等学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 6 月 26 日起案分）（以下「文書 2」という。）</p>	<p>教職員（加害教諭、被害教諭及び関係教諭）の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴、教員免許取得日、教員免許の教科、教員歴、担任、校務分掌、担当教科、授業時間数、部活動顧問、身長、体重及び利き手 教職員が特定される事項 教職員の権利利益を害する事項 けがの内容及び程度並びにそれらが推測される事項 教職員の心境等 病院の名称及び所在地 教職員の校務分掌、担当教科及び年齢が推測される事項 教職員に対する評価 診断書 居酒屋の名称 取材に関する事項</p>
<p>県立磯子高等学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 7 月 8 日起案分）（以下「文書 3」という。）</p>	<p>教職員（加害教諭及び被害教諭）の氏名 教職員の権利利益を害する事項 教職員が特定される事項 教職員の心境等 けがの内容及び程度並びにそれらが推測される事項 自認書及び反省文</p>
<p>県立磯子高等学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 8 月 15 日起案分）（以下「文書 4」という。）</p>	<p>教職員（加害教諭、被害教諭及び関係教諭。校長及び教頭を含む。）の氏名、学校名、所属名、職名、教員歴、担当教科、部活動顧問、校務分掌及び年齢 けがの内容及び程度並びにそれらが推測される事項 教職員の権利利益を害する事項 教職員の心境等 教職員に対する評価 学校名が推測される事項 教職員の担当教科が推測される事項</p>
<p>県立磯子高等学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 8 月 25 日起案分）（以下「文書 5」という。）</p>	<p>教職員（加害教諭、被害教諭及び関係教諭。校長及び教頭を含む。）の氏名、学校名、職名、教員歴、担当教科、部活動顧問及び担任学年 学校名が推測される事項 けがの内容及び程度並びにそれらが推測される事項 教職員の心身の状況 教職員の権利利益を害する事項 病院の名称及び所在地 被害生徒の権利利益を害する事項 教職員が特定される事項 教職員の担当教科が推測される事項 教職員の心境等 居酒屋の名称 ホテルの名称及び所在地</p>

<p>県立磯子高等学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 8 月 27 日起案分）（以下「文書 6」という。）</p>	<p>教職員（加害教諭、被害教諭及び関係教諭。校長及び教頭を含む。）の氏名及び教員歴に係る学校名 教職員の権利利益を害する事項 学校名が推測される事項 けがの内容及び程度並びにそれらが推測される事項 病院の所在地 教職員の心境等 自認書</p>
<p>県立磯子高等学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 9 月 1 日起案分）（以下「文書 7」という。）</p>	<p>教職員（加害教諭、被害教諭及び関係教諭。校長を含む。）の氏名、学校名、教員歴及び担当教科 学校名が推測される事項 教職員の心身の状況 教職員の権利利益を害する事項 けがの状況 病院の名称及び所在地 スナックの名称</p>
<p>県立川崎高等学校教諭が起こした不祥事に係る事故報告について（以下「文書 8」という。）</p>	<p>教職員の氏名、職員番号、住所、生年月日及び年齢 教職員の権利利益を害する事項 自認書 書店の名称及び所在地 捜査員の氏名、所属及び職名 取調べに関する情報 捜査員の説明の内容 捜査員の発言</p>
<p>県立川崎高等学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 8 月 25 日起案分）（以下「文書 9」という。）</p>	<p>教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴、教員免許取得日、教員免許の教科、教員歴、担任、担当教科、校務分掌、部活動顧問及び家族構成 教職員の権利利益を害する事項 教職員の心身の状況 教職員及び校長の心境等 教職員に対する評価 自認書及び反省文 書店の名称、所在地及び所在地が推測される事項 取調べに関する情報</p>
<p>県立川崎高等学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 9 月 5 日起案分）（以下「文書 10」という。）</p>	<p>教職員の氏名 ビデオカメラ及びポーチの絵</p>
<p>人事考査委員会の審査結果について（平成 15 年 9 月 4 日起案分）（以下「文書 11」という。）</p>	<p>教職員（加害教諭及び被害教諭）の氏名、生年月日、年齢、住所、学歴、採用年月日等、担任、教科、教員免許の教科及び教員歴に係る学校名 教職員が特定される事項 けがの内容及び程度並びにそれらが推測される事項 教職員の権利利益を害する事項 教職員の心境等 病院の名称及び所在地</p>

	<p>教職員の担当教科が推測される事項 教職員に対する評価 教職員の心身の状況 書店の名称及び所在地 取材に関する事項 処分基準が推測できる事項 取調べに関する情報</p>
<p>県立磯子高等学校教諭等に対する人事上の措置について（以下「文書 12」という。）</p>	<p>教職員の氏名、年齢、生年月日、最終学歴、教員免許取得日、教員免許の教科、職歴及び職員番号 教職員が特定される事項 書店の所在地 処分基準が推測できる事項</p>
<p>小学校教諭が起こした不祥事に係る事故報告について（以下「文書 13」という。）</p>	<p>学校名、所属コード及びその市町村名 教職員の氏名、年齢、職員番号、担当学年及び組並びに校務分掌 教育長の氏名及び印 被害児童の自宅住所、氏名、学年、組、年齢、生年月日及び保護者氏名 事故発生場所 外出先及び外出の目的 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項 被害児童の家族構成 教職員の権利利益を害する事項 被害児童の学年が推測される事項 被害児童の心身の状況 教育委員会の所属名及び職員氏名 校長名及び担任氏名 教職員の心境等 被害児童及び保護者の心境等 教育事務所名</p>
<p>小学校教諭が起こした不祥事に係る関係者に対する事情聴取の概要について（以下「文書 14」という。）</p>	<p>学校名及びその市町村名 教職員（加害教諭及び担任教諭。校長を含む。）の氏名、履歴、家族構成、校務分掌及び担当教科 聴取場所 教育委員会の所属名及び職員氏名 教育事務所名及び副所長氏名 被害児童の学年、組及び家族構成 被害児童の組の児童の人数 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項 外出先及び外出の目的 事故発生場所 被害児童及び関係児童の心境等 被害児童の学年及び組が推測される事項 教職員の権利利益を害する事項 関係者の権利利益を害する事項 教職員に対する評価 学校名が推測される事項</p>

	<p>教職員が特定される事項 教職員の心境等 教育委員会職員の心境等</p>
<p>小学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（以下「文書 15」という。）</p>	<p>学校名及びその市町村名 教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴、教員免許取得日、教員歴及び家族構成 聴取場所 教育委員会の所属名及び職員氏名 校長名 教育事務所名及び副所長氏名 被害児童の学年及び組が推測される事項 被害児童の氏名、学年、組及び家族構成 被害児童の組の児童の人数 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項 外出先及び外出の目的 事故発生場所 関係児童の氏名 教職員の権利利益を害する事項 教職員の心境等 被害児童の心身の状況 自認書</p>
<p>「児童に対するわいせつ行為に関する事故」に係る資料について（平成 15 年 10 月 14 日起案分）（以下「文書 16」という。）</p>	<p>学校名及びその市町村名 教育長の氏名及び印 教育委員会の所属名、電話番号及び職員氏名 教職員（加害教諭及び担任教諭。校長を含む。）の氏名 被害児童の氏名、学年及び組 被害児童からの聴き取りの内容 被害生徒の自筆箇所 校長印 教職員の印 教育事務所名</p>
<p>「児童に対するわいせつ行為に関する事故」に係る資料について（平成 15 年 10 月 17 日起案分）（以下「文書 17」という。）</p>	<p>学校名及びその市町村名 教育長の氏名及び印 教育委員会の所属名及び電話番号 教職員（加害教諭及び担任教諭。校長を含む。）の氏名 関係児童の氏名、学年及び組 被害児童の氏名 関係児童の権利利益を害する事項 関係児童からの聴き取りの内容 関係児童の心身の状況 教育事務所名 校長の見解</p>
<p>人事考査委員会の審査結果について（平成 15 年 10 月 21 日起案分）（以下「文書 18」という。）</p>	<p>学校名及びその市町村名 教職員（加害教諭及び担任教諭。校長を含む。）の氏名、生年月日、年齢、住所、学歴、採用年月日等、担任学年及び組、担任期間並びに履歴 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項</p>

	<p>事故発生場所 外出先及び外出の目的 被害児童の学年、年齢及び家族構成 教育事務所名 被害児童、保護者及び関係児童の心境等 教職員の心境等 被害児童の学年及び組が推測される事項 教職員に対する評価 教職員の権利利益を害する事項 学校名が推測される事項 教育委員会職員の心境等 処分基準が推測できる事項</p>
<p>人事上の措置について（平成 15 年 10 月 22 日起案分） （以下「文書 19」という。）</p>	<p>学校名及びその市町村名 学校の所在地及び所属コード 教職員の氏名、年齢、生年月日、最終学歴、教員免許取得日、職歴、職員番号及び雇入年月日 校長名 被害児童の権利利益を害する事項 外出の目的 事故発生場所 教育事務所名 教育委員会の印 処分基準が推測できる事項</p>
<p>解除予告除外認定について （平成 15 年 10 月 27 日起案分） （以下「文書 20」という。）</p>	<p>学校名及びその市町村名 学校の所在地 市町村長の氏名及び印 教職員の氏名及び雇入年月日 教育事務所名 被害児童の権利利益を害する事項 外出の目的 事故発生場所</p>
<p>人事上の措置について（平成 15 年 11 月 18 日起案分） （以下「文書 21」という。）</p>	<p>学校名及びその市町村名 教職員の氏名及び年齢 校長名 被害児童の権利利益を害する事項 外出の目的 事故発生場所 教育長の氏名及び印 教育委員会の所属名及び職員氏名 教育事務所名 処分基準が推測できる事項</p>
<p>藤沢市立小学校教諭が起こした不祥事に係る事故報告について（以下「文書 22」という。）</p>	<p>学校名及び所属コード 教職員の氏名、年齢、職員番号、担当の組及び校務分掌 被害児童の氏名、組、年齢、生年月日及び保護者氏名 教職員の権利利益を害する事項 教職員の氏名の頭文字 関係児童の学年、組及びそれらが推測される事項</p>

	<p>関係児童が特定される事項 教職員が特定される事項 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項 被害児童及び関係児童の心身の状況 校長及び教頭（前任者を含む。）の氏名 NPO法人の名称及び代表者名 関係者の所属及び氏名 学校が特定される事項 被害児童の保護者の心身の状況 被害児童及び保護者の心境等 教職員及び校長の心境等 教職員に対する評価</p>
<p>藤沢市立小学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 10 月 3 日起案分）（以下「文書 23」という。）</p>	<p>学校名及び校長名 教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴、教員免許取得日、教員免許の教科、教員歴、担任学年及び組、校務分掌、身長、利き手並びに家族構成 被害児童の氏名及び組 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項 教職員の権利利益を害する事項 関係児童の氏名、学年、組及び学年が推測される事項 被害児童及び関係児童の心身の状況 関係児童が特定される事項 教職員が特定される事項 被害児童の保護者の心身の状況 学校が特定される事項 教職員の心境等 被害児童の保護者の権利利益を害する事項 教職員に対する評価 前校長の氏名、現在の所属及び履歴</p>
<p>藤沢市立小学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要について（平成 15 年 10 月 7 日起案分）（以下「文書 24」という。）</p>	<p>学校名及び校長名 教職員の氏名、印及び担当の組 被害児童の氏名及び組 関係児童の氏名、学年、組及び学年が推測される事項 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項 関係児童が特定される事項 教職員が特定される事項 教職員の権利利益を害する事項 関係者の所属、職名及び氏名 NPO法人の名称及び代表者名 被害児童の心身の状況 被害児童の保護者の権利利益を害する事項 教職員及び校長に対する評価 自認書の自筆部分</p>
<p>藤沢市立小学校教諭が起こした不祥事に係る事故に関する追加報告について（以下「文書 25」という。）</p>	<p>学校名 教職員の氏名 児童の氏名、年齢及び生年月日 児童の権利利益を害する事項</p>

<p>藤沢市立小学校教諭が起こした不祥事に係る事情聴取の概要等について（以下「文書 26」という。）</p>	<p>学校名 教職員の氏名及び印 被害児童の心境等 関係児童の氏名、学年、組及び学年が推測される事項 被害児童及び関係児童の心身の状況 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項 教職員の心境等 関係教諭の氏名及び担任の組 NPO法人の名称 教職員の氏名の頭文字 関係児童が特定される事項 教職員が特定される事項 教職員の権利利益を害する事項 自認書の自筆部分 関係教諭の自筆部分</p>
<p>藤沢市立小学校教職員が起こした不祥事に係る確認について（以下「文書 27」という。）</p>	<p>学校名 教職員の氏名 児童の氏名、生年月日、学年及び組 児童の権利利益を害する事項 教職員の権利利益を害する事項 市教委の処分に関する見解</p>
<p>人事考査委員会の審査結果について（平成 15 年 11 月 13 日起案分）（以下「文書 28」という。）</p>	<p>学校名及び校長（事故当時の校長を含む）の氏名 教職員の氏名、年齢、生年月日、住所、学歴、採用年月日等、担任の組、家族構成、担当学年及び校務分掌 被害児童の年齢 被害児童の心境等 被害児童及び関係児童の権利利益を害する事項 教職員の権利利益を害する事項 関係児童の学年、組及び学年が推測される事項 教職員が特定される事項 関係児童が特定される事項 被害児童及び関係児童の心身の状況 教職員の氏名の頭文字 NPO法人の名称 学校が特定される事項 教職員の心境等 関係教諭の氏名 校長の現在の所属及び履歴 教職員及び校長に対する評価 処分基準が推測できる事項</p>
<p>藤沢市立小学校教職員等に対する人事上の措置について（以下「文書 29」という。）</p>	<p>学校名、校長（事故当時の校長を含む。）の氏名及び所属コード 教職員の氏名、年齢、生年月日、最終学歴、教員免許取得日、教員免許の教科、職歴及び職員番号 処分基準が推測できる事項</p>
<p>海老名市立東柏ヶ谷小学校教職員が起こした体罰に係</p>	<p>教職員の氏名、年齢及び職員番号 被害児童の氏名、組、生年月日及び保護者の氏名</p>

<p>る事故報告について（以下「文書 30」という。）</p>	<p>関係児童の氏名、組及び班 被害児童の心身の状況 関係教諭の氏名及び担任組 被害児童及び保護者の権利利益を害する事項 被害児童及び保護者の心境等 関係者の権利利益を害する事項 事故発生場所付近の法人又は事業を営む個人の名称</p>
<p>海老名市立東柏ヶ谷小学校教職員が起こした体罰に係る事情聴取について（以下「文書 31」という。）</p>	<p>教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴、教員免許取得日、教員歴、身長、体重及び利き手 被害児童の氏名及び組 被害児童及び保護者の権利利益を害する事項 被害児童の組の状況 被害児童及び関係児童の組及び班 教職員の心境等 被害児童及び保護者の心身の状況 関係者の権利利益を害する事項 教職員の権利利益を害する事項 被害児童の保護者の心境等 教職員の心身の状況 校長の心境等 取材に関する事項 市教委の処分に関する見解</p>
<p>海老名市立東柏ヶ谷小学校教職員が起こした体罰に係る事情聴取(第2回)について（以下「文書 32」という。）</p>	<p>教職員（加害教諭及び担任教諭）の氏名 被害児童及び保護者の権利利益を害する事項 教職員の権利利益を害する事項 関係教諭の組 被害児童の氏名及び組 関係者の権利利益を害する事項 被害児童の組の状況 校長の心境等 教職員の履歴及びそれが推測される事項 教職員の心身の状況 教職員の心境等 自認書、出勤簿及び研修記録簿 取材に関する事項 市教委の処分に関する見解</p>
<p>海老名市立東柏ヶ谷小学校教職員が起こした体罰等に関する書類の提出について（以下「文書 33」という。）</p>	<p>教職員の氏名、印及び履歴 教職員の権利利益を害する事項 市教委の処分に関する見解</p>
<p>人事考査委員会の審査結果について（平成 15 年 12 月 11 日起案分）（以下「文書 34」という。）</p>	<p>教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、学歴、採用年月日等 被害児童及び保護者の心身の状況 被害児童及び保護者の権利利益を害する事項 被害児童及び保護者の心境等 関係者の権利利益を害する事項 教職員の心境等</p>

	担任教諭の氏名及び組 校長の心境等 処分基準が推測できる事項 市教委の処分に関する見解
海老名市立東柏ヶ谷小学校 教職員等に対する人事上の措置について（以下「文書 35」という。）	教職員の氏名、生年月日、年齢、最終学歴、教員免許取得日、職歴及び職員番号 処分基準が推測できる事項
公立小学校長に対する人事上の措置について（以下「文書 36」という。）	教職員の氏名及び年齢 処分基準が推測できる事項
海老名市立東柏ヶ谷中学校 校長松岡眞彦が起こした不祥事に係る事故報告書について（以下「文書 37」という。）	校長の職員番号 事故発生の場所 警察署の名称 県警の部署と連絡のあった時間
海老名市立東柏ヶ谷中学校 校長松岡眞彦が起こした不祥事に係る事情聴取の概要等について（以下「文書 38」という。）	校長の権利利益を害する事項 県警の部署と連絡のあった時間
海老名市立東柏ヶ谷中学校 校長松岡眞彦が起こした不祥事に係る接見の概要について（以下「文書 39」という。）	警察署の名称 校長の住所 被害者が特定される事項 被害者の権利利益を害する事項 被害者の氏名 校長の心境等 ぼ印
人事考査委員会の審査結果について（平成 16 年 1 月 8 日起案分）（以下「文書 40」という。）	校長の生年月日、住所、学歴及び教員免許の教科 被害者が特定される事項 被害者の権利利益を害する事項 警察署の名称 校長の心境等 県警の部署 処分基準が推測できる事項
海老名市立東柏ヶ谷中学校 校長松岡眞彦等に対する人事上の措置について（以下「文書 41」という。）	校長の生年月日、最終学歴、教員免許取得日、教員免許の教科及び職員番号 被害者が特定される事項 被害者の権利利益を害する事項 処分基準が推測できる事項
解除予告除外認定について（平成 16 年 1 月 15 日起案分）（以下「文書 42」という。）	被害者の権利利益を害する事項
県立高等学校教職員（臨時的任用職員）が起こした不祥事に係る事故報告につい	学校名、校長名及び印並びに所属コード 教職員の氏名、年齢、職員番号、住所、履歴及び担当教科 被害生徒の学年及び年齢

<p>て（以下「文書 43」という。）</p>	<p>被害生徒の権利利益を害する事項 教職員に対する評価 教職員の権利利益を害する事項 教職員及び校長の心境等</p>
<p>県立高等学校教職員（臨時的任用職員）が起こした事故に係る事情聴取の概要について（以下「文書 44」という。）</p>	<p>学校名、校長名及び教頭名 教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴、教員免許の教科、教員歴、担当教科、校務分掌及び部活動顧問 被害生徒の権利利益を害する事項 被害生徒の氏名、学年及び年齢 教職員及び校長の心境等 被害生徒の保護者の心身の状況 教職員の権利利益を害する事項 教職員に対する評価 関係教諭（養護教諭を含む。）の氏名 関係教諭の権利利益を害する事項 被害生徒の高校が推測される事項 校長の権利利益を害する事項 被害生徒の保護者の権利利益を害する事項 教育事務所名及び副所長氏名 教育委員会の市町村名及び指導主事氏名 関係教諭の心境等 被害生徒の学年が推測される事項 被害生徒の保護者の心境等 自認書</p>
<p>人事考査委員会の審査結果について（平成 16 年 3 月 18 日起案分）（以下「文書 45」という。）</p>	<p>学校名及び校長名 教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、学歴、教員歴等、教科、校務分掌、部活動顧問及び教員免許の教科 被害生徒の権利利益を害する事項 被害生徒の学年及び年齢 教育事務所名 被害生徒の学年が推測される事項 被害生徒の高校が推測される事項 被害生徒の保護者の権利利益を害する事項 教職員及び校長の心境等 教職員の権利利益を害する事項 教職員に対する評価 教育委員会の市町村名 処分基準が推測できる事項</p>
<p>県立高等学校教職員に対する人事上の措置について（以下「文書 46」という。）</p>	<p>学校名、校長名及び学校所在地 教職員の氏名、生年月日、年齢、最終学歴、教員免許取得日、教員免許の教科、職歴、職員番号及び雇入年月日 被害生徒の権利利益を害する事項 処分基準が推測できる事項</p>
<p>解除予告除外認定について（平成 16 年 3 月 23 日起案分）（以下「文書 47」という。）</p>	<p>学校名及び学校所在地 教職員の氏名及び雇入年月日 被害生徒の権利利益を害する事項</p>

(2) 本件行政文書の性格について

県教育委員会は、県立高等学校の教職員が非違行為を行った場合、「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」第 34 条に基づき、学校長から事故報告書を提出させ、当該教職員等から事情聴取を行い、人事考査委員会での検討・審査を経て、懲戒処分等の措置を行っている。

県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員）についても、非違行為を行った場合、服務監督権を有する市町村教育委員会から「市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き」（昭和 53 年 11 月 16 日神奈川県教育委員会教育長通知職第 260 号）に基づき事故報告書を提出させ、県立高等学校の教職員の場合と同様の手続きを経て、懲戒処分等の措置を行っている。

本件行政文書は、以上に述べた懲戒処分等の検討・実施を行う課程で作成された文書のうち、平成 15 年度に免職又は停職の処分が行われた事案に関するものであり、文書の概要は次のとおりである。

ア 「事故報告について」（文書 1、文書 8、文書 13、文書 22、文書 30、文書 37 及び文書 43）は、非違行為について、県立学校又は市町村教育委員会において作成され提出された文書（事故報告書）である。

イ 「事情聴取の概要について」（文書 2、文書 3、文書 4、文書 5、文書 6、文書 7、文書 9、文書 10、文書 14、文書 15、文書 23、文書 24、文書 26、文書 31、文書 32、文書 38 及び文書 44）は、事故報告書等を受け、県教育委員会が、非違行為を行った教職員の行為の内容、被害の程度等について、当該教職員及び関係者から事情聴取を行った際の概要が記録されている文書である。

ウ 「人事考査委員会の審査結果について」（文書 11、文書 18、文書 28、文書 34、文書 40 及び文書 45）は、人事考査委員会において、非違行為を行った教職員に対する懲戒処分等を検討・審査するために作成された文書と、人事考査委員会における審査結果である。

エ 「人事上の措置について」（文書 12、文書 19、文書 21、文書 29、文書 35、文書 36、文書 41 及び文書 46）は、人事考査委員会において審

査した懲戒処分等の結果を伺う文書であり、懲戒処分である場合は、県教育委員会に付議し、懲戒処分を実施することについて伺う文書である。

オ 「解雇予告除外認定について」(文書 20、文書 42 及び文書 47) は、人事考査委員会において審査した結果、免職処分が相当と判断された教職員について、県教育委員会からの申請を受け、神奈川県人事委員会又は市町村長から労働基準法の規定に基づく解雇の予告を行わないことについての認定を受けたことを示す文書である。

カ その他、事故報告に関連して市町村教育委員会から提出された文書(文書 16、文書 17、文書 25、文書 27 及び文書 33) 及び非違行為を行った教職員が勾留中であったため当該教職員に接見して確認した内容を記録した文書(文書 39) がある。

(3) 決定理由について

不服申立人が公開すべきであると主張している情報を非公開とした理由は、次のとおりである。

ア 過去に報道され、報道記録で検索可能な情報

警察署の名称は、公開することにより非違行為を行った教職員の住所等が推測され、また、被処分者年齢は、学校名を公開している中で、併せて年齢を公開することにより、非違行為を行った教職員の特定性が高まる。

したがって、警察署の名称及び被処分者年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号該当により非公開としたものである。

イ 市町村名及び派生する情報

市町村名等は、公開することにより、学校名が推測され、そのことにより、教職員や生徒等が特定されることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を

害するおそれがある情報であると認められるため、条例第5条第1号該当により非公開としたものである。

ウ 性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報

性犯罪、体罰等を行った教職員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第5条第1号該当により非公開としたものである。

エ 処分基準が推測できる事項

処分基準が推測できる事項は、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報であり、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号該当により非公開としたものである。

オ 公の資産を違法に取得した教職員等の個人情報

本件行政文書には、公の資産を違法に取得した教職員及び高校組織ぐるみで公金を詐取していた教職員の事案に係る文書は含まれておらず、不服申立人が公開すべきであると主張している非公開情報は存在しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件不服申立てについて

本件不服申立ての対象は、本件非公開情報のうち、前記2(2)のとおり不服申立人が公開すべきであると主張している情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(3) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 過去に報道され、報道記録で検索可能な情報について

a 不服申立人は、過去に報道され、報道記録で検索可能な情報として、警察署の名称及び被処分者年齢を例示し、公開すべきであると主張している。

b 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第 5 条第 1 号本文に該当しないと判断する。

文書 1	被処分者年齢
文書 2	被処分者年齢 被処分者年齢が推測される事項
文書 4	被処分者年齢
文書 8 ~ 9	被処分者年齢
文書 11 ~ 13	被処分者年齢
文書 15	被処分者年齢
文書 18 ~ 19	被処分者年齢
文書 21 ~ 23	被処分者年齢
文書 28 ~ 31	被処分者年齢
文書 34 ~ 36	被処分者年齢
文書 37	警察署の名称
文書 39 ~ 40	警察署の名称

文書 43～46	被処分者年齢
----------	--------

(ウ) 市町村名及び派生する情報について

- a 不服申立人は、市町村名及び派生する情報として、教育事務所名、副所長氏名、教育長の氏名及び印を例示し、公開すべきであると主張している。
- b 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

文書 13	教育長の氏名及び印 教育委員会の職員氏名
文書 14～15	教育委員会の職員氏名 教育事務所の副所長氏名
文書 16	教育長の氏名及び印 教育委員会の職員氏名
文書 17	教育長の氏名及び印
文書 20	市町村長の氏名及び印
文書 21	教育長の氏名及び印 教育委員会の職員氏名
文書 44	教育事務所の副所長氏名 教育委員会の指導主事氏名

- c 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

文書 13	学校の所在する市町村の名称等 教育委員会の所属名 教育事務所名
文書 14～15	学校の所在する市町村の名称等 聴取場所 教育委員会の所属名 教育事務所名
文書 16～17	学校の所在する市町村の名称等 教育委員会の所属名及び電話番号 教育事務所名
文書 18	学校の所在する市町村の名称等 教育事務所名
文書 19	学校の所在する市町村の名称等 教育事務所名 教育委員会の印
文書 20	学校の所在する市町村の名称等 教育事務所名
文書 21	学校の所在する市町村の名称等

	教育委員会の所属名 教育事務所名
文書 44～45	教育事務所名 教育委員会の市町村名

(エ) 性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報について

- a 不服申立人は、不祥事の再発を防止し、安心して学校で学べる状況をつくるため、性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報を公開すべきであると主張している。
- b 不服申立人が公開すべきであると主張している情報は、性犯罪、体罰等を行った教職員の氏名等、当該教職員が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(オ) 公の資産を違法に取得した教職員等の個人情報について

- a 不服申立人は、公の資産を違法に取得した教職員及び高校組織ぐるみで公金を詐取していた教職員の個人情報を公開すべきであると主張している。
- b 本件行政文書には、公の資産を違法に取得した教職員及び高校組織ぐるみで公金を詐取していた教職員の個人情報は含まれていないと認められる。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(ウ) bに掲げる情報は、教育長等の職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、神奈川県職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。

(ウ) 前記ア(エ) bに掲げる情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活

又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 不服申立人は、処分基準が推測できる事項を非公開とする理由が不明であり、公開すべきであると主張している。

イ 地方公務員法上の懲戒処分については、地方公務員法第29条に懲戒処分をすることができる場合が列挙されているが、列挙された4種類の懲戒処分のうち、どの処分が相当であるかの判断に当たっては服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

したがって、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、以下において、処分基準が推測できる事項として非公開とされた情報が、内部的な審査の基準が推測される情報といえるかどうかについて検討する。

(ア) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部並びに人事考査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部(以下「処分程度等」と総称する。)については、教職員に対して人事上の措置を実施すべきであると判断した理由が記載されていることから、処分程度等は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

(イ) 人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報は、事務局が処分案の作成に当たり、検討した内容として、処分の原因となった事実、懲戒処分等を実施すべきであると判断する理由及び処分案が記載されている。同欄の記載内容は、検討過程における詳細かつ具体的なものであり、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準及び懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

- (ウ) 過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報については、項目名を含めて、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。
- (エ) 以上のことから、処分基準が推測できる事項は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

別表

	公開部分
文書 1	(1)被処分者年齢
文書 2	(1)被処分者年齢 (2)被処分者年齢が推測される事項
文書 4	(1)被処分者年齢
文書 8 ~ 9	(1)被処分者年齢
文書 11 ~ 12	(1)被処分者年齢
文書 13	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)被処分者年齢 (3)教育長の氏名及び印 (4)教育委員会の所属名及び職員氏名 (5)教育事務所名
文書 14	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)聴取場所 (3)教育委員会の所属名及び職員氏名 (4)教育事務所名及び副所長氏名
文書 15	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)被処分者年齢 (3)聴取場所 (4)教育委員会の所属名及び職員氏名 (5)教育事務所名及び副所長氏名
文書 16	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)教育長の氏名及び印 (3)教育委員会の所属名、電話番号及び職員氏名 (4)教育事務所名
文書 17	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)教育長の氏名及び印 (3)教育委員会の所属名及び電話番号 (4)教育事務所名
文書 18	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)被処分者年齢 (3)教育事務所名
文書 19	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)被処分者年齢 (3)教育事務所名 (4)教育委員会の印
文書 20	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)市町村長の氏名及び印 (3)教育事務所名
文書 21	(1)学校の所在する市町村の名称等 (2)被処分者年齢 (3)教育長の氏名及び印 (4)教育委員会の所属名及び職員氏名 (5)教育事務所名
文書 22 ~ 23	(1)被処分者年齢

文書 28 ~ 31	(1)被処分者年齢
文書 34 ~ 36	(1)被処分者年齢
文書 37	(1)警察署の名称
文書 39 ~ 40	(1)警察署の名称
文書 43	(1)被処分者年齢
文書 44	(1)被処分者年齢 (2)教育事務所名及び副所長氏名 (3)教育委員会の市町村名及び指導主事氏名
文書 45	(1)被処分者年齢 (2)教育事務所名 (3)教育委員会の市町村名
文書 46	(1)被処分者年齢

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 6 月 6 日	諮問
6 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 29 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
8 月 2 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 18 年 11 月 22 日 (第 60 回部会)	審議
平成 19 年 1 月 9 日 (第 61 回部会)	審議
1 月 16 日	指名委員により実施機関から口頭による説明を聴取
2 月 6 日 (第 62 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	部 会 員 会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成19年3月22日現在)(五十音順)